

理 由

農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所並びに独立行政法人林木育種センターを解散し、これらの業務を独立行政法人農林水産消費安全技術センター及び独立行政法人森林総合研究所に承継させる等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。